

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (扶養手当) 第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、</p>	<p>(扶養手当) 第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員(以下「一般(一)9級以上教職員等」という。)に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 } (同左) (1) } (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4) } (同左) (5) } (6) }</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める者(以下「一般(一)8級教職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 (同左)</p> <p>第15条 新たに教職員となった者に扶養親族(一般(一)9級以上教職員等にあつては、<u>扶養親族たる子に限る。</u>)がある場合、一般(一)9級以上教職員等から一般(一)9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれ</p>

改正前	改正後
<p><u>その旨を含む。）を総長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p><u>(3) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、<u>扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。</u></p>	<p><u>かに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を総長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（<u>一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。</u>）</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（<u>扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。</u>）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（<u>一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。</u>）がある場合においてはその者が教職員となった日、<u>一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、一般（一）9級以上教職員等以外の教職員から一般（一）9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの<u>の全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が</u></u></p>

改正前	改正後
<p>3 扶養手当は、<u>これを受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u>においては、<u>これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</u>前項ただし書の規定は、<u>扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>	<p>生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。</p> <p>3 扶養手当は、<u>次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</u>前項ただし書の規定は、<u>第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般（一）9級以上教職員等が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった場合</u> (4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級教職員等が一般（一）8級教職員等及び一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった場合</u> (5) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p>	<p><u>項の規定による届出に係るものがある教職員で一般（一） 9級以上教職員等以外のものが一般（一） 9級以上教職員等となった場合</u> <u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般（一） 8級教職員等及び一般（一） 9級以上教職員等以外のものが一般（一） 8級教職員等となった場合</u> <u>(7) 教職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第14条第1項ただし書及び第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員（以下「一般（一）8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは</p> <p>「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」</p> <p>と、同条第2項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上教職員等以外の教職員から一般（一）9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。</p> <p>2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第14条第1項ただし書及び第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員（以下「一般（一）8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上教職員等以外の教職員から一般（一）9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。</p> <p>3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第14条第1項ただし書並びに第15条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般（一）8級教職員等」とあるのは「一般（一）8级以上教職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般（一）</p>

改正前	改正後
	<p>9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上教職員等以外の教職員から一般（一）9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般（一）8級教職員等が一般（一）8級教職員等及び一般（一）9級以上教職員等」とあるのは「一般（一）8級以上教職員等が一般（一）8級以上教職員等」と、同項第6号中「一般（一）8級教職員等及び一般（一）9級以上教職員等」とあるのは「一般（一）8級以上教職員等」と、「が一般（一）8級教職員等」とあるのは「が一般（一）8級以上教職員等」とする。</p>